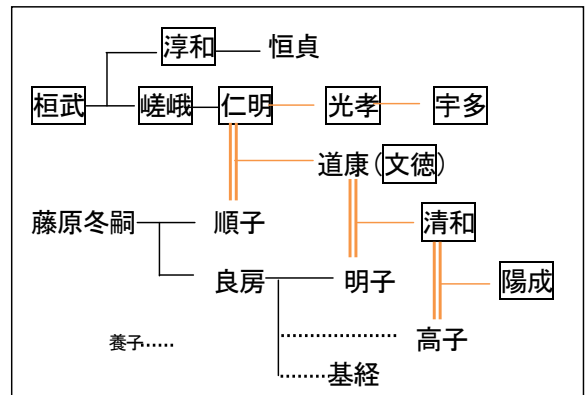


※藤原氏<sub>1</sub>北家の進出

- 2 **外戚 政策**…娘を天皇・皇太子の妃→生まれた皇子が皇位→外戚(母方の親戚)となる
- 4 **摂政** ・ 5 **関白** 新設… 6 最初は常置でない
- 7 他氏排斥…謀反事件(八虐)での左遷・流罪など



藤原良房と“摂政” ☆ 8 **藤原良房** …冬嗣の子

52 **淳和** 823~833 嵯峨の弟 実権は嵯峨上皇

『53 **令義解**』(833. 養老令の公式解釈書)

9 **仁明** 833~850 嵯峨の子 実権は嵯峨上皇(842年没)

事件① 10 **承和の変** [11842]…皇太子<sup>つねさだ</sup> 12 **恒貞親王**(淳和の子)擁立計画?

→恒貞皇太子を廃し、13 **伴健岑** ・ 14 **橘逸勢** から多数の貴族を処罰 ※伴氏=大伴氏

→15 **道康親王**(良房の甥)が新皇太子→良房が急速に勢力を伸ばす

16 **文徳** 850~58 →857. 良房、17 **太政大臣**に就任(18皇族以外では初)

19 **清和** 858~76 文徳の皇子、母は良房の娘<sup>あきらけいこ</sup> 明子 =良房の外孫 主な年号: **貞観**

9才で即位→良房、太政大臣・外祖父として政務を代行…20 **事実上の摂政** [21858]

『22 **令集解**』[866. 養老令の私的注釈の集大成] 『23 **貞観格式**』[869, 871]

事件② 25 **応天門の変** [26866]…朝堂院の正門が放火により焼失 ※絵巻物「29 **伴大納言絵巻**」に詳しい

大納言<sup>きのとよき</sup> 27 **伴善男** の策謀(左大臣<sup>源信</sup>の失脚を企てる)? →紀豊城・紀夏井と共に流罪

※良房、30 **正式に摂政** [866]

藤原基経と“関白” ☆ 31 **藤原基経** …良房の甥→養子になる

32 **陽成** 877~84 清和の皇子、母は良房の養女=基経の外甥 →基経が摂政・太政大臣

『日本文徳天皇実録』(六国史6番目)など 乱行? →基経と対立 若くして讓位

33 **光孝** 884~87 基経が擁立 仁明の皇子・高齡 →実権を基経に委ねる…34 **事実上の関白** [884]

35 **宇多** 887~97 基経が擁立 光孝の皇子 主な年号: <sup>かんびょう</sup> **寛平** →基経は36 **正式に関白** [37887]

事件③ 38 **阿衡の紛議** (**阿衡事件**) [887~88]…関白任命の詔の文面をめぐる紛糾

→起草者の<sup>たちばなのひろみ</sup> 39 **橘広相**(天皇の側近)を罷免

◎基経の死後は関白を置かない(天皇親政)…<sup>かんびょう</sup> 40 **寛平の治**

41 **菅原道真** の登用…学者出身 42 **遣唐使停止**を建言[43 894]

## 延喜天曆の治と安和の変

**醍醐** 897～930 宇多の子 主な年号：**延喜** ※宇多は上皇として補佐

左大臣<sup>45</sup>**藤原時平** (基経の子)と右大臣<sup>46</sup>**菅原道真**との対立

**事件④**<sup>47</sup>**昌泰**の変[901]…道真、娘婿の齊世親王(醍醐の弟)の擁立を図る？

→道真、<sup>48</sup>**大宰府へ左遷(大宰権帥)** →903. 没

◎その後も関白を置かない(天皇親政)…<sup>49</sup>**延喜の治** (後世から理想視)

<例>『<sup>50</sup>**日本三代実録**』[901 <sup>51</sup>**六国史の最後**]

<sup>52</sup>**延喜の荘園整理令**[901 最初の荘園整理令]

<sup>53</sup>**最後の班田**[902] 『<sup>54</sup>**古今和歌集**』[905 最初の勅撰和歌集]

『<sup>55</sup>**延喜格式**』[907 三代格式の最後]

※都で怨霊騒動 (<例>923. 皇太子没 930. 宮中に落雷)

→道真の名誉回復 天神信仰の発展

**朱雀** 930～46 醍醐の皇子(母は時平の妹)

<sup>57</sup>**藤原忠平**(時平の弟)が**摂政・関白**

地方では武士勢力の登場…<sup>58</sup>**承平・天慶の乱**

**村上** 946～967 朱雀の弟(母は時平の妹)主な年号：**天曆**

◎忠平の死後は関白を置かない(天皇親政)…<sup>60</sup>**天曆の治** (後世から理想視) ※「<sup>61</sup>**延喜天曆の治**」とも

<例> <sup>62</sup>**乾元大宝** [958 <sup>63</sup>**皇朝十二銭の最後**]

**冷泉** 967～69 村上の子 <sup>64</sup>**藤原実頼**(忠平の子)が関白

左大臣<sup>65</sup>**源高明** (醍醐皇子：醍醐源氏)

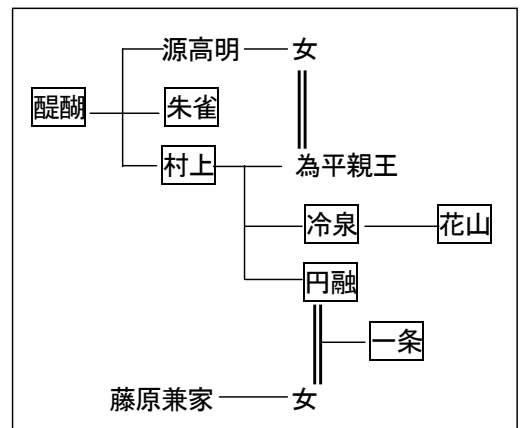
**事件⑤**<sup>66</sup>**安和**の変[<sup>67</sup>969]

…高明が娘婿の為平親王(冷泉の弟)の擁立を図る？

→高明、<sup>66</sup>**大宰府へ左遷(大宰権帥)**

※<sup>67</sup>**源満仲**(清和源氏)の密告

意義 { <sup>68</sup>**これ以降、摂政・関白は原則常置** →**摂関政治の時代**  
<sup>69</sup>**最後の他氏排斥** →**以後は藤原氏北家内部の抗争**



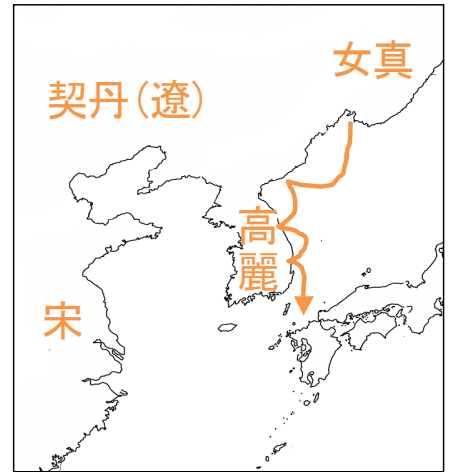
**正誤問題練習** <大学入試センター1991年本試験、1996年本試験より>

- ① 大伴氏は、大和政権の軍事を担当してきた氏で、奈良時代には著名な歌人もでたが、応天門の変を契機に一族は政界から没落してしまった。
- ② 10世紀には、皇朝十二銭の最後の貨幣である乾元大宝が鑄造された。

東アジア世界の変化

1唐の衰退・滅亡[907]→五代十国(2呉越国など)の分裂 →3宋 (北宋)の統一[960]

※東アジア  
世界に影響 { 4新羅[~934]→5高麗[918~]  
6渤海[~926]→7契丹 (遼)[916~]  
さらに北(沿海州地方)に8女真族が台頭



10世紀の東アジア

**【日本との関係】**

(a) 遣唐使の途絶…9894年に派遣計画→中止(10菅原道真の建議)

(b) 11唐や宋の商船が12博多に頻繁に来航

→書籍・陶磁器・薬品などを輸入、金・硫黄などを輸出

☆僧侶も商船で宋へ渡る

例 13奝然 (987帰国)…釈迦如来像を持ち帰る(→京都嵯峨の清涼寺)

(c) 14刀伊の入寇[1019]…女真人が北九州を襲撃

→大宰権帥 15藤原隆家 (藤原伊周(→古代15)の弟)が北九州の武士を率いて撃退

**資料** 成人男子のほとんどいない戸 (902年阿波国戸籍)

妹	妹	妹	妹	凡直	女	弟	弟	男	妻	家部	物部	物部	妹	姉	妹	孫	孫	女	女	女	女	女	女	女	女	妻	妻	戸主
物部秋売	物部万売	物部直刀自売	物部直刀自売	物部直刀自売	葛木古刀自売	物部子益	物部広繼	物部広磨	物部秋売	物部蘇磨	物部花刀自売	物部五月売	物部吉売	物部玉依売	物部花売	物部全屎売	物部雄屎売	物部乙子売	物部乙刀自売	物部乙古売	物部乙吉売	物部成刀自売	物部吉刀自売	物部広成売	物部乙売	家部稻圃売	家部春野売	物部広成
年三二歳	年四八歳	年五〇歳	年五〇歳	年九〇歳	年七九歳	年四一歳	年四七歳	年一〇歳	年七七歳	年八三歳	年七五歳	年八四歳	年四六歳	年八六歳	年七五歳	年二七歳	年三三歳	年三三歳	年三七歳	年三八歳	年三八歳	年五〇歳	年四八歳	年四九歳	年五四歳	年六五歳	年七六歳	年七九歳

## 地方政治と財政方針の転換

(1) 10世紀初頭 (醍醐朝) の改革…藤原時平政権

16 902 17 班田の実施(最後の班田) <例> 902. 阿波国戸籍(男59、女376)

18 延喜の荘園整理令…最初の荘園整理令 勅旨田や違法な荘園の停止など

→改善せず <例> 19 三善清行 の20 意見封事十二箇条(914)…地方の実情を醍醐天皇に報告

(備中国邇磨郷の課税人口は8世紀1900人→866年70→893年9→911年0人)

(2) 地方制度の転換…藤原忠平政権 (10世紀) 以後 ←律令制の破綻

A. 課税対象の転換…21 人 から22 土地 へ (23 人头税から土地課税へ)

実際に田地を占有している有力農民に耕作と納税を24 請け負わせる

田地には占有者の名をつけ、これを25 名 (名田) と言う

請け負う有力農民を26 田堵 または27 負名 と言う。…28 負名体制(名体制)

…特に占有面積の大きい者を29 大名田堵 と言う

※負担: 30 官物 …租・庸・調・公出挙にかわる税 主に米

31 臨時雑役 …雑徭にかわる税 労役負担

B. 朝廷は地方政治を32 国司に委任し、一定額の33 税納入を請け負わせる

朝廷は各国の34 内政には原則不干涉

→国司による過酷な収奪、地位の利権化、売位売官の横行

地方豪族は国衙(国司の役所)の役人(35 在庁官人)になる

→郡衙の役割低下・解体

<例> 36 成功 …私財で朝廷の儀式・寺社の造営費用を負担し、  
代償として官職を得ること

37 重任 …国司などに(そのまま)再任すること

38 受領 …国司の長官(ふつうは守、常陸・上野・上総は介)  
現地へ赴任 収奪が過酷で強欲の象徴とされた。

<例> 「39 尾張国郡司百姓等解文」 [988]

…受領(40 藤原元命)は地方豪族・有力農民に訴えられて罷免

41 藤原陳忠 (信濃守) …「42 受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ」(『今昔物語集』)

受領は多くの中級下級貴族にとって貴重で重要な役職(高位高官は摂関家が独占)

→狭き門 →成功の横行 →摂関家に富が集中

※現地に赴任しないことを43 遙任 という→44 目代 を派遣 国衙を45 留守所という

正誤問題練習 <大学入試センター1992年本試験より>

① 平安時代には、朝廷の行事や造営の費用を負担して国司の地位を得る成功が行われた。

② 平安時代の国司は、とくに中下級の貴族たちが就任を望む官職であった。



## 平安貴族の世界

**摂関期の貴族政治** ※背景に母方重視の社会…結婚後は子どもは母方で育ち、夫は妻の実家の庇護を受ける

構造：<sup>25</sup>外戚政策→摂政(天皇幼少)・関白(成人後)などに就任→天皇権力を共有(主に<sup>26</sup>人事権)  
→高位・高官=高い俸給の独占と荘園の拡大、中下級貴族を隷属

形式：**太政官の公卿による会議**→天皇の決裁→<sup>28</sup>宣旨(天皇の命令)・<sup>29</sup>官符(太政官の命令)として全国へ  
…<例><sup>27</sup>陣定(内裏の近衛の陣座で行われる重要会議)

内容：儀式(先例の正確な踏襲)と人事(「<sup>30</sup>除目」)

…<sup>31</sup>年中行事の発達(約200種) <例> 神事(大祓、賀茂祭など)、仏事、七夕など

日記(『<sup>32</sup>御堂関白記』 『<sup>33</sup>小右記』 『<sup>34</sup>権記』)や儀式書(源高明『<sup>34</sup>西宮記』 藤原公任『北山抄』)

の重視

## 貴族の生活

生活 衣：男 <sup>43</sup>衣冠(略式)・<sup>44</sup>束帯(正式)、<sup>45</sup>直衣・<sup>46</sup>狩衣(平常服)

女 <sup>47</sup>女房装束(<sup>48</sup>十二単)…<sup>49</sup>唐衣・裳・袿などの重ね着

食：比較的簡素 獣肉は食べない 油も使わない 1日2食

住：<sup>50</sup>寝殿造…白木造・檜皮葺 障子で仕切 板張りの床に畳や円座を敷いて生活  
寝殿・対屋・釣殿・渡殿など <例> 東三条殿(邸)

社会 成人：<sup>51</sup>元服(男)・<sup>52</sup>裳着(女) 12~16才くらい

迷信 <例> <sup>53</sup>陰陽道…中国の<sup>54</sup>陰陽五行思想の影響 天体現象・暦で日の吉凶を

<sup>55</sup>方違(凶の方角を避けて事前に吉の方向へ移動する)、<sup>56</sup>物忌(穢れを避けて外出しない)

※庶民の生活 衣：<sup>57</sup>水干(庶民男性の日常服)・<sup>58</sup>直垂(武家の日常服)

食：1日2食 農繁期には間食 穀類の粥が常食 野菜・肉類・海草など(採集も重要)

住：東国…壑穴住居も残る 都…板ぶき・土壁

**正誤問題練習** <大学入試センター2000年本試験A、1994年本試験より>

- ① 藤原道長とその子頼通が権力を握っていた時期が、摂関家の全盛期であった。
- ② 唐風の服装にかわる正装として、男子の束帯、女子の十二単ひとえが用いられた。。